

○厚生労働省告示第三百三十一号

独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成十四年法律第九十二号）第四条第五項第一号の規定に基づき、医薬品副作用被害救済制度の対象とならない医薬品（平成十六年厚生労働省告示第百八十五号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年四月一日

厚生労働大臣 田村 憲久

第百二十三号中「又は」を「若しくは」に改め、「もの」の下に「又は〇・五mgカプセル製剤及び一・〇mgカプセル製剤であつて関節リウマチに用いられるもの」を加える。